

第 4 章

条 文	解 説
(議会の役割と権限) 第 1 0 条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。 3 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。	【解説】 <第 1 項> 市議会は、市民の負託に応えて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、市長をはじめとする執行機関と同様、市民自治を推進する役割を担う機関として、まちづくりの主体は市民であるとしたこの条例の趣旨を踏まえて、市民自治の考え方を尊重し、その実現に配慮しながら、議会の権限を行使しなければならないことを定めています。 <第 2 項> 市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想やそれを実現するための条例や予算など、市の重要事項を議決する権限、及び検査、調査等を通じて、執行機関が市民の意思を市政に反映し、適正な行政運営を行っているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。 <第 3 項> 市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限をはじめ、検査権、監査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権など地方自治法の規定を確認するものです。 なお、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令（告示を含む）を指します。 平成 2 5 年 12 月に生駒市議会基本条例を制定し、議会の役割と権限を改めて規定するとともに、その役割・権限を果たすために取り組むべき事項を規定しました。 《既存の法律など》 【地方自治法に定められている主な議会の権限】 ・議決権（第 96 条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など 15 項目が定められている他、同条第 2 項により議決の対象を条例に定めることができる。） ・選挙権（第 97 条、第 103 条、第 182 条） ・検閲・検査権、監査請求権（第 98 条） ・意見書提出権（第 99 条） ・調査権（第 100 条） ・長の不信任議決権（第 178 条） 【生駒市議会基本条例】 (目的) 第 1 条 この条例は、二元代表制の下、生駒市自治基本条例(平成 21 年 6 月生駒市条例第 20 号)に定める議会の役割及び責務を踏まえ、生駒市議会(以下「議会」という。)及び議会の議員(以下「議員」という。)の活動の在り方に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
(議会事務局) ■平成 24 年 12 月に生駒市議会基本条例を制定し、議会の役割と権限を改めて規定するとともに、その役割・権限を果たすために取り組むべき事項を詳細に規定した。 また、条例に見直し条項を盛り込み、条例の実施（議会の改善）状況を定期的に確認、する仕組みを構築、運用し、継続的な改善を実施している。		・生駒市議会基本条例令和 5 年度に議員から議会基本条例第 1 2 条「質問」及び第 2 0 条「議員研修の充実」の改正の提案があり、現在検証を行っている。	1 日常的に市民への活動報告をしていただくことが必要であると考えます。□	(議会事務局) 1 市民に議会の活動状況を伝えるため、市議会ホームページへの掲載及び「いこま市議会のうごき」（議会報）を年に 4 回発刊しているが、それ以外の活動情報の発信については、各議員に委ねられている。	特になし	・内容とは直接関係ありませんが、<第 1 項>の 1 文が長く、わかりにくい解説になっていると思います（平阪委員） 【以下、議会事務局】 ・議会報への住民参加を示すこと（cf.市民リポーター）（中川委員長） ・中学生議会、小学生議会の開催を検討しているか（中川委員長） ・議会基本条例の見直しや改正に関しては、どのようなかたちで市民参画を実践しておられますか？議員だけで行っておられるのですか？（相川委員）

第 4 章

						・市議会の HP をみても議会改革特別委員会は<会議資料なし>が続いており、議事次第も形式的（「議会運営及び議会基本条例の検証について」という 1 行だけ）で、ほかの常設委員会や過去の特別委員会と比較しても奇異な感じがします。今後、どのような形で情報公開をされるのでしょうか？（相川委員）
--	--	--	--	--	--	---

第 4 章

条 文	解 説
(議会の責務等) 第 1 1 条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。 5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。 6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。 7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市議会は、市民の代表機関、市の意思決定機関として、将来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、市政に民意を反映するために広く市民の意見を求めるよう努めなければならないことを定めています。 ＜第 2 項＞ 市議会は、意思決定における議論の内容及経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。 ＜第 3 項＞ 市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを定めています。 ＜第 4 項＞ 市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、政策形成機能を強化し政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、条例制定などの議会が有する立法機能の強化に努めなければならないことを定めています。 ＜第 5 項＞ 市議会は、検査権、監査請求権、調査権等を活用し、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視するとともに、改善策を求めあるいは提案するなど、市政を点検し、その改善を推進するよう努めなければならないことを定めています。 ＜第 6 項＞ 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、これを支援する議会事務局の職員の配置及び資質向上、図書や資料の充実など、調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならないことを規定しています。 ＜第 7 項＞ 市議会の定数は、地方自治法第 91 条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また市民の代表機関として、この条例上の議会の役割、責務を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
(議会事務局) ■第 1 項～第 3 項関連 市民への情報発信、市民との意見交換を目的とした市民懇談会を年 1 度以上開催している（平成 22 年度から実施。）平成 28 年度以降は一般市民を対象としたものの他、各種団体を対象とした懇談会も実施している。 新型コロナウイルス感染拡大により、令和 2・3 年度は初の試みとしてオンラインでの市民懇談会を実施した。 また、平成 25 年度から広報広聴委員会を設置し、HP のリニューアル（平成 26・29 年度実施）、議会報のリニューアル（平成 29 年度実施）に取り組んだ。 請願の審査に際して、必要に応じて審査当日に請願者自らが発言（質疑に対する応答等）できるよう申し合せ事項を改正した。 一定の基準を満たす陳情書等について常任委員会で審査するための取り扱い基準と手順を定め、運用している。（平成 29 年 6 月から実施）	(議会事務局) ■第 1 項～第 5 項関連 議会基本条例に基づき取組を進めてきており、今後、実施状況の検証を行い、適宜改善していく必要がある。	・生駒市議会基本条例 令和 5 年度に議員から議会基本条例第 1 2 条「質問」及び第 2 0 条「議員研修の充実」の改正の提案があり、現在検証を行っている。	第 10 条と同様	(議会事務局) 第 10 条の対応と同様	特になし	・第 3 項解説において「積極的な情報提供」とあるが、条文は「情報共有」とあるので、解説も双方向を意味する「情報共有」とすべきではないでしょうか。（生駒委員） ・「市議会は、立法機関であり」とあるが、市議会を立法機関であると言うのは正確な表現でしょうか。問題なければすみませんが、違和感がありました。（平阪委員） 【以下、議会事務局】 ・子育て中の議員でも参加しやすい環境、制度になっていますでしょうか。（平阪委員） ・議員、傍聴する市民にとっても、バリアフリーの環境設定や対応はされていますでしょうか。（平阪委員）

(議会事務局) ■第 4 項関連 毎年度、常任委員会（予算委員会を除く）において所管事務に関するテーマを定めて調査を行い、政策提言を行うことができることとしている。（平成 20 年度から実施。） また、調査等に際し機動的に専門的知見を活用できるよう議会基本条例において調査機関の設置について規定している。 (議会事務局) ■第 5 項関連 予算を一体的に議案審査するとともに補正予算案に随時対応するため、予算委員会を常任委員会として設置し、予算委員会の運営指針を定めた。 議案審査を充実するため必要に応じて資料を請求する仕組みを構築した。（平成 27 年度から実施） 決算審査を充実するため、事務事業評価シートの様式を変更し、提出を求めている。（令和 3 年度から実施） (議会事務局) ■第 6 項関連 職員の増員については適宜、行政側に要望している。（実現していない。） 事務局機能の強化のため、調査研究、研修受講など積極的に実施し、職員の資質向上に努めている。 (議会事務局) ■第 7 項関連 議員定数を定める際に配慮すべき事項等について、議会基本条例に規定している。 議員定数を削減する条例改正案の審査に当たり、特別委員会を設置し、議会基本条例の規定に基づき、市の現状、課題、行政需要、地方自治制度の動向に係る調査、市民の意見の把握（無作為抽出のアンケート、パブリックコメント）を行った上で調査報告書を取りまとめ、委員間の自由討議による審査を経て、現状の定数から 2 人削減し、22 人とすることを議決した。（令和 3 年）						・図書や資料の充実度は、他自治体議会と比べて、どんなレベルなのでしょうか？ 充実に向けた具体的な計画などがありますか？（相川委員） ・地域への議会報告会（cf.会津若松市）の開催は検討しているか（中川委員長） ・議会事務局職員の研修実績を示されたい。（中川委員長） 今年度実施した市民との意見交換を目的とした市民懇談会の内容が知りたい。 ・開催告知方法、 ・応募人数 ・参加人数（どのような人が参加したか） ・内容 ・感想などアンケートがあれば結果（正垣委員）
--	--	--	--	--	--	---

第 4 章

条 文	解 説
（議会の会議及び会期外活動） 第 1 2 条 市議会の会議は、討議を基本とする。 2 市議会は、すべての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。 3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。	【解説】 <第 1 項> 市議会は、市民の代表機関であり、市民の代表者である議員が意見を交わし、論じ合い、意思決定を行う機関であることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考えに基づき、「討議の重要性」について規定するものです。 <第 2 項> 開かれた議会として、議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、積極的に会議を傍聴できるように会議の原則公開を定めています。ただし、個人情報の保護に関わる部分などについては、必要に応じて非公開とすることができ、その場合は、非公開とした理由を公表しなければならないとしています。また、地方自治法第 1 1 5 条の規定による秘密会とした場合についても、その理由を公表しなければならないとしています。 《既存の法律など》 【地方自治法】 第 1 1 5 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。 <第 3 項> 議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないことを定めています。 議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないことを定めています。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
（議会事務局） ■第 1 項関連 委員会においてテーマを設定し議員間討議ができるよう要綱を制定している。 常任委員会（予算委員会を除く）におけるテーマ別調査においては既に議員間討議を中心に調査及びそのとりまとめを行っている。 また、議員定数に係る議案審査等において自由討議を行った。 なお、議員間討議の実施に至らない原因を分析し、改善するため、現在検証を行っている。 （議会事務局） ■第 2 項関連 本会議、委員会、全員協議会を原則公開としている。また、本会議、委員会についてはインターネット中継を行い、また録画配信も行っている。 （議会事務局） ■第 3 項関連 常任委員会（予算委員会を除く）においては、適宜、所管事務に係る調査を行えるよう、改選後初めて開催される臨時会において継続調査の手段を行っている。 また、テーマ別調査においては、実施を決定した後、継続調査の手段を行っている。また、緊急に審議を要する事案が発生した場合には、臨時会を開催し対応している。	（議会事務局） ■第 1 項関連 議案の審議・審査等における議員間討議の実績はいまだ少なく、今後実績を積みつつ、活発な討議を行うための運営技術の研鑽に努める必要がある。 （議会事務局） ■第 2 項関連 本会議、委員会以外の会議のインターネット中継・録画配信、あるいは会議録の作成・公開の必要性について検討が必要である。	・生駒市議会基本条例令和 5 年度に議員から議会基本条例第 1 2 条「質問」及び第 2 0 条「議員研修の充実」の改正の提案があり、現在検証を行っている。	第 10 条と同様	（議会事務局） 第 10 条の対応と同様	特になし	【以下、議会事務局】 ・議員間討議の実績が少ないことの原因はどこにあると思われますか？（相川委員） ・これまでの議員研修の実績を示されたい。特に自治基本条例の学習につながるものの研修実績はあるのでしょうか（中川委員長）。 ・継続調査の意味が不明（中川委員長）

条 文	解 説
(市議会議員の責務) 第 1 3 条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。 4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。	【解説】 ＜第 1 項＞ 市議会議員は、議決機関としての意思決定に当たり、責任を負って市民から任される立場であることから、公平、公正かつ誠実に職務を果たすべきことを定めています。 ＜第 2 項＞ 市議会議員は、特定の地域や団体などの代表ではなく、市民全体の代表者である議員としての品位を保持し、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。 ＜第 3 項＞ 市議会議員には、分権時代における生駒市づくりを進める上で必要な、政策の提言や提案能力の一層の向上が期待されることから、常に自己研鑽に努めていくべきことを規定しています。 ＜第 4 項＞ 市議会議員は、議会における審議状況、自らの意思決定の理由、活動状況などについて市民に説明するよう努めるとともに、自ら広く市民の声を聴き、その声を議会における意思形成過程、政策形成、市政の点検及び改善などの活動に反映させるよう努めなければならないことを規定しています。

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
(議会事務局) ・生駒市議会基本条例において、市議会議員が果たすべき責務、役割、及びその責務・役割を果たすために行うべき事項を詳細に規定している。 (議会事務局) 議会の資質向上を図るため、生駒市議会議員共済会において議員研修会を開催している。(令和 2 ～ 4 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止・令和 5 年度は実施予定)	(議会事務局) ・市議会議員が、いかに責務を果たしているかを検証・評価する仕組みがない。 (客観的に(公平、公正に)評価することが困難となっている。 ・市議会議員が、いかに責務・役割を果たしているのかを事務局として検証・評価する仕組みの構築はもちろんのこと、客観的に公平・公正に評価することは困難である。	・生駒市議会基本条例 令和 5 年度に議員から議会基本条例第 1 2 条「質問」及び第 2 0 条「議員研修の充実」の改正の提案があり、現在検証を行っている。	第 10 条と同様	(議会事務局) 第 10 条の対応と同様	特になし	【以下、議会事務局】 ①議会出席状況の公表 ②議員立法の状況の公表 ③議員立法の実績の公表 これらはどう対処されていますか。(中川委員長) ・事務局が市議会員の責務や役割を検証、評価する仕組みにおける他の市町村議会の先進事例にはどのようなものがありますか？ また、それらを生駒市議会に採用できる可能性はありますか？なければ、何がネックになっていますか？ (清水委員) ・議員研修会の内容を知りたい。どのような研修を受け、成果がどうだったか。 (正垣委員)